

長野工業高等専門学校災害修学支援金細則

(趣旨)

第1条 この細則は、長野工業高等専門学校災害修学支援金規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、長野工業高等専門学校災害修学支援金（以下「修学支援金」という。）の運用に係る具体的事項について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 災害

暴風，豪雨，洪水，地震その他の異常な自然現象又は火災をいう。

二 学資負担者

学生本人の父母又は父母に準じて学生本人の学資を主として負担している者をいう。

三 住家

学生本人又は学資負担者が、現に居住のために使用している建物をいう。農地や学資負担者の勤務先等，非住家は除くものとする。

(修学支援金の申請)

第3条 規則第4条の規定により修学支援金を申請する際は、第1号様式により、別表1に定める書類を添付して行うこととする。

2 前項の申請は、原則学生本人が行うこととするが、長野工業高等専門学校長（以下「校長」という。）が真にやむを得ない事由があると認めた場合には、学資負担者による代理申請も可とする。

3 第2項の規定により、学資負担者が代理申請を行う場合には、第1号様式及び別表1に定める書類のほか、住民票等、学生本人との関係を証明する公的書類の提出を必要とする。ただし、罹災証明書（地方公共団体その他公的機関が発行した罹災状況を確認できる書面をいう。）により学生本人との関係が証明できる場合には、当該書類の提出を省略することができる。

(修学支援金の通知及び給付)

第4条 校長は、別表1に定める書類に記載された当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、規則第5条の規定に基づく決定を経た後、速やかに、第2号様式により当該申請者に通知するとともに、当該申請者の指定する口座に別表2に定める額を給付する。

2 修学支援金の給付は、同一の災害につき1回限りとする。

(給付の取り消し)

第5条 規則第6条により、修学支援金の給付を取り消す場合には、校長は速やかに第3号様式により修学支援金の給付を受けた者に通知する。

(返還)

第6条 前条の通知を受けた者は、速やかに、校長が指定する口座に修学支援金を全額返還しなければならない。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、修学支援金の給付等について必要な事項は、長野工業高等専門学校執行会議の議を経た後、校長が決定する。

附 則

この細則は、令和元年11月12日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

別表1 修学支援金申請に係る提出書類

災害に係る住家の被害認定基準は、内閣府（防災担当）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成30年3月）」及び消防庁「災害報告取扱要領」の取扱いを準用する。

被害種類	認定基準	必要書類
死亡	災害により学生本人又は学資負担者が死亡した場合	診断書（写し）
住家全壊 （全焼・全流失を含む）	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。	罹災証明書（写し）
住家半壊 （半焼・大規模半壊を含む）	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。	罹災証明書（写し）
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたまり積により一時的に居住することができないものとする。	罹災証明書（写し）
その他	校長が特別に認めた者	校長が必要と認めた書類

別表2 修学支援金給付額

被害種類	修学支援金給付額
死亡	100,000 円以内 (一人につき)
住家全壊 (全焼・全流失を含む)	100,000 円以内 (一世帯につき)
住家半壊 (半焼・大規模半壊を含む)	50,000 円以内 (一世帯につき)
床上浸水	50,000 円以内 (一世帯につき)
その他	校長が定める額

長野工業高等専門学校長 殿

学科・専攻
第 学年
学生氏名（署名）
保護者氏名（署名）

長野工業高等専門学校 災害修学支援金申請書

下記の理由により、長野工業高等専門学校災害修学支援金の給付を申請したく、関係書類を添えて申請します。

記

【いずれかにチェックを入れること】

- 1. 災害により学生本人または学資負担者が死亡したため
- 2. 住家が全壊（全焼・全流失）したため
- 3. 住家が半壊（半焼・大規模半壊）したため
- 4. 住家が床上浸水したため
- 5. その他

（5. に該当する場合は、以下の記載欄に状況を詳細に記入してください。）

【振込先情報】 ※1・2のいずれか希望する方法にチェックを入れてください。

- 1. 授業料引落指定口座への振込
- 2. 別の口座への振込

【備考】

- ・関係書類として、罹災証明書や診断書等、事実内容を証明する書類の写しを添付すること。
- ・授業料引落指定口座以外の口座への振込を希望する場合は、別紙「銀行振込依頼書」に口座番号等を記入の上、通帳のコピーを添付し、提出すること。

第2号様式
年 月 日

長野工業高等専門学校 災害修学支援金決定通知書

〇〇 〇〇 殿

長野工業高等専門学校長

〇 〇 〇 〇 印

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のありました長野工業高等専門学校災害修学支援金について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

判 定 結 果 : 承認 / 不承認

被 害 種 類 : 死亡/住家全壊/住家半壊/床上浸水/その他

災害修学支援金給付額 : 〇〇〇〇〇〇 円

※以下の事由に該当した場合には、災害修学支援金は取り消しとなり、全額返還を命じます。

- 一 虚偽の申請又はその他不正の手段により災害修学支援金の給付を受けた場合
- 二 その他災害修学支援金給付が不相当と認められるに至った場合

第3号様式
年 月 日

長野工業高等専門学校 災害修学支援金取消通知書

〇〇 〇〇 殿

長野工業高等専門学校長

〇 〇 〇 〇 印

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付で給付を決定した長野工業高等専門学校災害修学支援金について、下記の理由により給付を取り消しましたので、通知します。

については、以下の口座へ速やかに災害修学支援金を全額返還してください。

記

取 消 理 由 : 虚偽の申請, その他不正の手段により災害修学支援金の給付を受けたため/〇〇により, 災害修学支援金給付が不相当と認められるため

災害修学支援金返還額 : 〇〇〇〇〇〇円

指 定 口 座 : 八十二銀行 (銀行コード: 0143)

普通預金

吉田支店 (店番号: 218)

コクリツコウトウセンモンガッコウキョウホンブ
国立高等専門学校機構本部

4 3 5 5 3 6